

議員提出議案第 7 号

地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づく監査請求について

このことについて、生駒市議会会議規則第 13 条の規定により、上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 日

提出者 塩見 牧子

〃 高杉 千代子

賛成者 福中 眞美

〃 浜田 佳資

〃 竹内 ひろみ

〃 辰巳 綾子

〃 芦谷 真治

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求について

生駒市議会は、地方自治法第98条第2項の規定に基づき、下記の通り監査を求め、その結果の報告を請求する。

記

1 監査を求める事項

令和6年度の「高山振興ワークショップ事業」について

- ① 公募型プロポーザルにおける株式会社リクルートの応募書類の適正性
- ② 公募型プロポーザル審査の適正性
- ③ 株式会社リクルートの応募書類の不備が発覚後、市が失格としなかったことの適正性
- ④ 株式会社リクルートの株式会社ミーティングへの再委託の適正性
- ⑤ 株式会社リクルートへの委託料の支出、支出金額の適正性

2 監査結果の報告期限

令和8年3月定例会まで

3 監査を求める理由

令和7年9月定例会の決算審査特別委員会において、令和6年度に実施された「高山振興ワークショップ事業」に関して、委託事業者と実際に事業を実施した事業者が異なっていたのではないかと疑義が委員から呈された。

それに対する観光振興室の答弁は、プロポーザル審査時には気づかなかったが、委託事業者決定後の打ち合わせにおいて、リクルート社の社員ではない担当者（ミーティング社の社員）が同席していることが分かり、再委託申請書の提出を求めたというものであった。

情報開示請求によって入手されたプロポーザル審査に係る行政文書からは、プロポーザル審査及び事業へのミーティング社の関与の実態は解明できず、プロポーザル審査結果の適正性やリクルート社への委託料の支出の適正性を判断することはできない。

よって、上記事項について実態及び経緯を明らかにし、監査委員としての見解を明らかにされるとともに、必要な措置を講じられるべきである。